**【主要課題】**

第２編　各論　　３　相談支援の充実

**①　地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実**

* 相談支援事業所を知らない障害者が多いため、相談支援事業所の役割等の周知が必要です。
* 相談支援事業の一層の充実を図るため、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の機能が十分に発揮できるよう、体制を見直す必要があります。
* 障害者の重度化・高齢化に対応する地域生活支援拠点の整備、さらに障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築による、切れ目のない相談支援体制の充実、複雑化・複合化した生活課題に対応する重層的な支援体制が求められています。
* 障害者や家族からの相談に応じ、一人一人の心身の状況や意向等を踏まえて、サービス利用等に必要な情報提供や助言、援助等の対応ができるよう、相談支援能力の向上が求められています。
* 医療的ケア児、重症心身障害児者や家族からの、医療から福祉等の幅広い相談への対応が求められています。
* 地域で潜在化しているひきこもり等の人を支援につなげる仕組みの検討が求められています。

**【施策の方向性】**

**①　地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実**

* 障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を行う相談支援事業所の周知を図ります。
* 相談支援事業の一層の充実を図るため、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の機能が十分に発揮できるよう、体制を見直します。
* 障害者の重度化・高齢化に対応する地域生活支援拠点の整備や障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築など、重層的な支援体制の充実に努めます。
* 研修等を通じた、相談支援事業所相談員や手話相談員等の各種相談員の質の向上に努めます。
* 医療的ケア児、重症心身障害児者や家族からの、医療、福祉から日常生活にわたる幅広い相談支援ができる体制の充実に努めます。
* 地域で潜在化しているひきこもり等の人を支援につなげるため、ひきこもり相談支援センター等が能動的な支援を行うとともに、更なる仕組みの構築を検討します。

**【主な事業・取組】**

第２編　各論　　３　相談支援の充実

**①　地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実**

| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| --- | --- |
| 障害者総合支援法に基づく協議会等を通じた相談支援事業の充実（相談支援事業所の評価等） | 障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を実施するとともに、地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的役割を担う協議会等において、相談事例の集積・共有を行い、相談支援事業所など事業者間の連携強化を促進。併せて、相談支援事業所の評価方法を検討 |
| 障害児等療育支援事業 | 訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、保育園等の職員の指導、施設等に対する支援を実施 |
| 基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の体制の見直し | 基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の機能が十分に発揮できるよう、体制を見直すとともに、相談支援事業所等について一層の周知を実施 |
| 《拡》 地域生活支援拠点の充実 | 障害者の重度化・本人及び親の高齢化や親亡き後を見据え、２４時間対応可能なサービス拠点における相談支援を充実 |
| 各区における保健・医療・福祉総合相談窓口の運営 | 適切なサービスにつながるよう、総合調整、専門機関への連絡、情報提供等を実施 |
| 在宅訪問相談援助事業 | 各区社会福祉協議会に総合相談員を配置し、来所相談が心理的、身体的に難しい方を対象に、在宅訪問相談を実施するとともに、必要に応じて弁護士や司法書士等の専門相談員を派遣 |
| 各種相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員、ろうあ者専門相談員、手話相談員、精神保健福祉士等）による相談支援 | 本人、家族等からの相談に応じ、必要な指導・援助を実施 |
| 重症心身障害児(者)相談支援事業 | 生活上の困難さが著しい重症心身障害者本人やその保護者を支援するため、専門職員による相談支援事業を実施するとともに、重症心身障害者の保護者を相談員としてピアカウンセリングを実施 |
| 保健師地区担当制 | 保健師がそれぞれの担当地区を受け持つ「保健師地区担当制」により、保健師が積極的に地区に出向き、訪問指導や健康相談を行うなどの保健活動を充実させるとともに、地域住民や関係機関と連携しながら高齢者、障害者、子どもなど全ての住民が暮らしやすい地域づくりを推進 |
| 《拡》 相談支援包括化推進員の配置 | 高齢、障害、子ども、生活困窮などの複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置 |
| 《新》 重層的支援体制整備事業第２編　各論　　３　相談支援の充実 | 地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、①包括的な相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の３つの支援を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進 |

**【主要課題】**

第２編　各論　　３　相談支援の充実

**①　障害者の権利を守る取組の充実**

* 障害者権利条約や障害者差別解消法の、差別を含む権利を侵害する行為を禁止し、合理的配慮の提供を確保する趣旨等を踏まえた取組を行う必要があります。
* 障害者の権利擁護の前提となる、市民、地域団体や事業者に対する障害や障害者についての理解の促進が重要です。
* 障害者やその家族からの人権に関する相談に応じ、助言や情報提供を行う体制の確保が不可欠です。

**②　成年後見制度の利用支援**

* 障害者等の権利、財産を保護し、安心して生活できるよう、成年後見制度の周知に努める必要があります。
* 成年後見制度は使われている言葉や定められた手続きが分かりにくいため、制度を利用しやすくするための取組が求められています。

**【施策の方向性】**

**①　障害者の権利を守る取組の充実**

* 市民、地域団体や事業者が障害や障害者についての理解を深めていくために、障害者権利条約や障害者差別解消法の趣旨等を踏まえた取組を充実します。
* 障害者やその家族等からの人権相談について、助言や専門的な支援を行います。
* 障害者の人権相談窓口について、当事者やその家族、支援者への周知を図り、適切な相談に繋がるよう連携を強化します。

**②　成年後見制度の利用支援**

* 成年後見制度について必要とする障害者が適切に利用できるよう、障害者やその家族、障害者を支援する地域団体等に対する分かりやすい周知に努めます。
* 成年後見制度を利用しやすくするための支援を検討します。

**【主な事業・取組】**

**①　障害者の権利を守る取組の充実**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 障害や障害者についての啓発活動の推進 | 障害者週間推進事業や福祉教育推進事業など様々な事業や機会を通じ、障害者差別解消法等についての周知や啓発に努め、市民・地域等における障害や障害者についての理解を促進 |
| 《拡》 障害者１１０番運営事業 | 「生命、身体侵害」「財産侵害、財産管理、相続」「金融、消費、雇用、契約」などに関する障害者の人権について、電話や面談で相談に対応（弁護士等による相談も実施） |
| 福祉サービス利用援助事業（「かけはし」） | 広島市社会福祉協議会が金銭管理や書類の預かりサービス等、相談援助と生活支援を一体的に行う権利擁護事業を実施 |
| 障害者基本法に対応した取組の実施及び検討（消費者としての利益擁護、選挙等における配慮等） | 障害者基本法を踏まえ、消費者としての利益擁護、選挙等における配慮等について、必要な取組を実施 |

**②　成年後見制度の利用支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 制度の普及、市長申立による支援や後見人等の報酬助成を実施。また、区役所等における相談、パンフレットの配布等を通じ、制度の普及啓発を実施 |
| 《新》 成年後見制度利用促進事業 | 認知症、精神障害、知的障害等によって判断能力が不十分で権利擁護支援を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、医療・福祉・司法・行政等による地域連携ネットワークの連携強化を図るとともに、広島市成年後見利用促進センターによる制度の普及啓発、相談支援、後見業務の担い手の確保等を実施 |
| 成年後見事業（「こうけん」） | 広島市社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業「かけはし」と成年後見制度が途切れなくつながるよう、同協議会が成年後見人等になる法人後見を実施 |
| 《新》 成年後見人等への送付先変更の一括受付 | 本市から送付する成年被後見人等への通知書等の宛先を、成年後見人等へ変更する複数の手続について、一つの窓口でまとめて受け付ける取組を実施 |

第２編　各論　　３　相談支援の充実